

令和5年6月26日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

| | 処分庁 | 審査請求人等 | 指定疾病の区分及び申請の内容 | 裁決の概要 |
|---|-------|------------------|----------------|--|
| 1 | 熊本県知事 | 大阪市にお住まいの方 | 水俣病 認定 | <p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたが、処分庁が平成28年2月12日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をし、同年3月24日付けで異議申立てをしたものの、平成29年1月6日付けで異議申立てが棄却されたため、請求人が同月20日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人については、昭和36年頃までは葦北郡芦北町で生活していたが、行商をしていた親族から入手したり、週1回程度、魚釣りをするなどして魚介類を摂取していたにとどまり、父母は漁業関係者ではなく、同居家族に認定患者もおらず、昭和36年頃以降は関西方面で生活していることなどに照らすと、水俣病を発症するに足りる相当程度の有機水銀に対するばく露があったとは認められない。また、両手、両足のしびれは葦北郡芦北町を離れてから20年以上も経過して発症したものであって、両手のしびれには左右差があって、指によっても差があり、他疾患によるものと考えられる。両下肢のしびれも、関節位置覚は正常であることなどから、水俣病によるものとは考えにくく、他に協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴などもないから、水俣病に患しているものとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p> |
| 2 | 熊本県知事 | 千葉県夷隅郡御宿町にお住まいの方 | 水俣病 認定 | <p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたが、処分庁が平成29年6月28日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をしたため、請求人が同年7月6日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和37年まで鹿児島県出水郡長島町(現在の東町)、昭和37年から昭和42年まで熊本県八代市、水俣市で生活していたが、魚介類については主として店や行商人から入手して摂取していたものであり、父母は海での漁業関係者ではなく、同居家族に認定患者はおらず、昭和42年頃以降は関東方面で生活していることなどからすると、請求人について、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったとは認められない。また、請求人には、振動覚の低下がみられるものの、触痛覚の低下はみられず、両足趾の位置覚は正常であること、両手足のしびれは、関東に出てから30年以上も経過して発症したものであって、両手のしびれには左右差や指による違いがあり、両足のしびれには、左足に始まりその後右足もしびれるようになったという変化や指による違いがあり、他疾患によるものと考えられること、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中性平衡機能障害などが認められないことなどからすると、この振動覚の低下をメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害と認めることはできず、請求人には水俣病の症候が認められない。</p> <p>よって、請求人が水俣病に患しているものとはいえず、原処分は相当である。</p> |
| 3 | 熊本県知事 | 千葉県市原市にお住まいの方 | 水俣病 認定 | <p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたが、処分庁が令和3年3月3日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をし、同年4月4日付けで再調査の請求をしたものの、同年10月14日付けで再調査の請求が棄却されたため、請求人が同月26日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和41年まで熊本県水俣市で生活しており、居住地域の状況や魚介類の入手・摂取状況等からすると、請求人についてメチル水銀に対する相当程度のばく露があった可能性は否定できない。感覚障害については、触覚、痛覚などの表在感覚及び関節位置覚、振動覚などの深部感覚はいずれも正常であり、腰部右側から右足にかけてのしびれは、発症時期、発現経緯、治療歴、放射線画像などから他疾患によるものと考えられ、メチル水銀に対するばく露に起因するものとは認められず、請求人には、感覚障害、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害等の水俣病の症候は認められない。</p> <p>よって、請求人が水俣病に患しているものとはいえず、原処分は相当である。</p> |

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

| | 処分庁 | 審査請求人等 | 指定疾病の区分及び申請の内容 | 裁決の概要 |
|---|--------------------|---------------|---------------------------------------|--|
| 4 | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 静岡県藤枝市にお住まいの方 | 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定 | 棄却 本件は、亡夫が、石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかった旨の認定の申請をしたが、処分庁が令和2年10月7日付けで認定をしない旨の処分をしたため、亡夫が同月13日付けで審査請求をした事案である。亡夫は、令和4年1月に死亡し、同居の妻で生計を同一にする請求人が審査請求手続を承継した。 亡夫は、昭和33年以降、長年にわたり、左官等として石綿吹き付け作業などに従事しており、大量の石綿ばく露の可能性が認められ、呼吸機能検査の結果からは著しい呼吸機能障害が認められるが、放射線画像では、胸膜ブランクはなく、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見はないから、石綿肺とは認められない。 よって、原処分は相当である。 |
| 5 | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 東京都品川区にお住まいの方 | 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定 | 棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとの認定を申請したところ、処分庁が令和2年9月7日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年10月21日付けで審査請求をした事案である。 本件については、大量の石綿ばく露の可能性はあり、著しい呼吸機能障害も認められるものの、放射線画像所見からは、多発する胸膜ブランクは認められるが、びまん性胸膜肥厚は認められず、著しい呼吸機能障害は、びまん性胸膜肥厚以外の病態もしくは疾患によるものと考えられ、請求人が、指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められない。 よって、原処分は相当である。 |
| 6 | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 東京都三鷹市にお住まいの方 | 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料 | 棄却 本件は、請求人が、未申請死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に起因して死亡したとして特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和2年11月4日付けで当該支給を受ける権利を認定しない旨の処分をしたため、同年12月6日付けで審査請求をした事案である。 大量の石綿ばく露の可能性はあると考えられたが、画像所見からは、石綿肺の所見は認められず、主な所見は気管支拡張とそれに伴う肺炎や器質化胸水であり、胸水及び喀痰検査でM. intracellulareが検出されたことを踏まえると、これら肺及び胸膜病変は非結核性抗酸菌症（MAC症）と矛盾しない所見であった。また、胸膜ブランクやじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。 著しい呼吸機能障害は認められたが、石綿肺以外の病態若しくは疾患（MAC症）によるものと考えられ、未申請死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺により死亡したとは認められない。 よって原処分は相当である。 |
| 7 | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 大阪府枚方市にお住まいの方 | 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定 | 棄却 本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかったとの認定を求めたが、処分庁が令和3年6月4日付けで認定をしない旨の処分をしたため、請求人が同年7月21日付けで審査請求をした事案である。 請求人の職歴からは、大量の石綿にばく露した可能性は高いものと認められるが、請求人には60年間にわたる喫煙歴があり、放射線画像診断によれば、じん肺法に定める第1型と同様の不整形陰影が認められるものの、胸膜下曲線様陰影は見られず、石綿に起因する肺線維化とは認められない。他方、肺気腫、慢性間質性肺炎が認められ、間質性病変の増悪とともに線維化を伴う気腫性病変も広がっていることから喫煙関連肺炎患の可能性が高いと考えられる。以上により、石綿肺とは認められない。なお、呼吸機能障害の程度は、呼吸機能検査と動脈血液ガス分析の結果に6分間歩行試験の結果を加えると、重度の呼吸機能低下が認められるが、石綿肺以外の病態もしくは疾患（肺気腫・間質性肺炎）によるものと判断する。 よって、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかったと認められず、原処分は相当である。 |
| 8 | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 埼玉県日高市にお住まいの方 | 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定 | 棄却 本件は、請求人が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかった旨の認定の申請をしたが、処分庁が令和3年10月29日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年11月8日付けで審査請求をした事案である。 請求人については、約40年以上にわたり大工として稼働し、大量の石綿ばく露の可能性が認められるが、放射線画像では、胸膜ブランクはあるものの、肺気腫（COPD）であって、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないから、石綿肺とはいえない。また、呼吸機能検査も実施されていないから、著しい呼吸機能障害があるとも判定できない。 よって、原処分は相当である。 |